三原市犯罪被害者等支援条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、三原市犯罪被害者等支援条例（令和６年三原市条例第３２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　犯罪行為　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和５５年法律第３６号）第２条第１項に規定する犯罪行為であって、当該犯罪行為について警察に被害が認知されており、当該認知の事実が警察その他の関係機関への照会により確認することができるものをいう。

(2)　犯罪被害者等見舞金　条例第８条に規定する見舞金をいう。

(3)　犯罪被害者　犯罪被害（犯罪行為による死亡又は重症病をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重症病の原因となり得るものを含む。以下同じ。）を受けた者をいう。

(4)　重症病　療養に要する期間が１月以上の負傷又は疾病をいう。

(5)　市民　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又はＤＶ被害その他やむを得ず本市の住民基本台帳に記録されずに市内に居住している者をいう。

２　前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（犯罪被害者等見舞金の種類及び額）

第３条　犯罪被害者等見舞金は一時金とし、その種類及び額は次のとおりとする。

(1)　遺族見舞金　３０万円

(2)　傷害見舞金　１０万円

（犯罪被害者等見舞金の支給対象者）

第４条　犯罪被害者等見舞金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる犯罪被害者等見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1)　遺族見舞金　犯罪行為により死亡した者であって、当該犯罪行為が行われた時に市民であったもの（以下「死亡被害者」という。）の遺族のうち、次条第３項の規定により第１順位の遺族となる者

(2)　傷害見舞金　犯罪行為により重症病を負った者であって、当該犯罪行為が行われた時から第８条の規定による申請を行う時まで引き続き市民であるもの

（遺族の範囲及び順位）

第５条　遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡時において次の各号のいずれかに該当する者であって、犯罪行為が行われた時から第８条の規定による申請を行う時まで引き続き市民であるものとする。

(1)　死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（以下「事実上婚姻関係にあった者」という。）又は死亡被害者とパートナーシップの関係にあった者（三原市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（令和３年三原市要綱第１４４号。次条第２号において「パートナーシップ要綱」という。）第２条第２号に規定する宣誓をした者を含む。以下同じ。）

(2)　死亡被害者の収入によって生計を維持していた死亡被害者の子、父母（養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3)　前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

２　死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が死亡被害者の死亡の当時死亡被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第２号の子と、その他のときにあっては同項第３号の子とみなす。

３　遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第１項各号の順序とし、同項第２号及び第３号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当

該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4　前項の規定により第１順位となる遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（犯罪被害者等見舞金の支給の制限）

第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる。

(1)　支給対象者が他の地方公共団体から犯罪被害者等見舞金と同種の支給を受けている場合

(2)　犯罪行為が行われたときに、犯罪被害者又は支給対象者である遺族と加害者との間に親族関係（届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合（以下「事実上の婚姻関係」という。）及びパートナーシップ要綱第２条第１号に規定するパートナーシップの関係（以下「パートナーシップ関係」という。）を含む。）があった場合。ただし、市長が特段の理由があると認める場合は、この限りでない。

(3)　犯罪被害者又は支給対象者である遺族が犯罪行為を誘発した場合その他当該犯罪被害について、犯罪被害者又は支給対象者である遺族にも、その責めに帰すべき行為があった場合

(4)　犯罪被害者又は支給対象者である遺族が、三原市暴力団排除条例（平成２４年三原市条例第４号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であった場合

(5)　前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

（犯罪被害者等見舞金の支給に関する特例）

第７条　既に傷害見舞金の支給を受けた犯罪被害者が、当該支給を受けた傷害見舞金の原因となった犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金の支給については、当該傷害見舞金と遺族見舞金との差額を

支給するものとする。

（犯罪被害者等見舞金の申請）

第８条　犯罪被害者等見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三原市犯罪被害者等見舞金支給申請書（様式第１号）及び犯罪被害に関する申立書（様式第２号）に、次の各号に掲げる犯罪被害者等見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、当該書類により証されるべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(1)　遺族見舞金　次に掲げる書類

ア　死亡被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

イ　犯罪行為が行われた時に死亡被害者が市民であったことを証する住民票の写しその他の証明書

ウ　犯罪行為が行われた時から遺族見舞金を申請する時まで申請者が引き続き市民であることを証明する住民票の写しその他の証明書

エ　申請者（死亡被害者の死亡当時事実上婚姻関係にあった者及びパートナーシップ関係にあった者を除く。）と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

オ　申請者が死亡被害者の死亡当時に当該死亡被害者と事実上婚姻関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

カ　申請者が死亡被害者の死亡当時に当該死亡被害者とパートナーシップ関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

キ　申請者が配偶者以外の者であるときは、第１順位の遺族であることを証明することができる書類

ク　申請者が第５条第１項第２号に該当する遺族であるときは、犯罪行為が行われた当時死亡被害者の収入によって生計を維持して

いた事実を認めることができる書類

ケ　アからクまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2)　傷害見舞金　次に掲げる書類

ア　犯罪行為が行われた時から傷害見舞金を申請する時まで申請者が引き続き市民であることを証明する住民票の写しその他の証明書

イ　犯罪被害者が負った重症病について全治１月以上の療養を要する旨を証明することができる医師の診断書

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（申請の期限）

第９条　前条の規定による申請は、当該犯罪行為による被害の発生を知った日から２年を経過したとき、又は当該犯罪行為による被害が発生した日から７年を経過したときは、これをすることができない。

２　前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者より身体の自由を不当に拘束されていたことその他やむを得ない理由により前項に規定する期限までに申請しなかったことについて、市長が認めるときは、その理由がなくなった日から６か月以内に限り、申請をすることができる。

（支給の決定等）

第１０条　市長は、第８条の規定による申請があったときは、これを審査し、犯罪被害者等見舞金を支給する旨又は支給しない旨の決定をしたときは、三原市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査を行うため必要があるときは、申請者その他関係人に報告若しくは文書その他の物件の提出を求め、又は関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（支給決定の取消し等）

第１１条　市長は、偽りその他不正な手段により犯罪被害者等見舞金の支給を受けたことが判明したとき、又は犯罪被害者等見舞金の支給を決定した後に第６条各号の規定に該当することが判明したときは、犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、三原市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第４号）により、その旨を通知するものとする。

３　第１項の場合において、市長は、既に犯罪被害者等見舞金が支給されているときは、その返還を求めるものとする。

（委任）

第１２条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為による犯罪被害について適用する。

様式第１号（第８条関係）

三原市犯罪被害者等見舞金支給申請書

年　　月　　日

三原市長　様

申請者（支給対象者）

申請時の住所

犯罪行為発生時の住所（申請時と異なる場合のみ記載）

氏　　名

電話番号

犯罪被害者等見舞金の支給を受けたいので、三原市犯罪被害者等支援条例施行規則第８条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、犯罪被害者等見舞金の支給に関し、必要な事項について、市が公簿等で確認し、又は関係機関等に照会することに同意します。

１　支給の申請をする犯罪被害者等見舞金（該当する項目の□欄にチェックしてください。）

□　遺族見舞金

□　傷害見舞金

２　支給に係る確認事項（該当する項目の□欄にチェックしてください。）

□　申請者（遺族見舞金にあっては、他の遺族を含む。）は、他の地方公共団体から犯罪被害者等見舞金と同種の支給を受けていません。

□　犯罪行為が行われたときに、犯罪被害者又は支給対象者である遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係及びパートナーシップの関係を含む。）はありません。

□　犯罪被害者又は支給対象者である遺族が犯罪行為を誘発した場合その他当該犯罪被害について、犯罪被害者又は支給対象者である遺族にその責めに帰すべき行為はありません。

□　犯罪被害者及び支給対象者である遺族は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。

□　申請者である私が、三原市犯罪被害者等支援条例施行規則第５条に定める遺族の範囲及び順位における第一順位（遺族間での協議で決定された代表者を含む。）に相違ありません。また、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間で全てを解決し、貴市に一切の迷惑をかけないことを誓約します。

3　犯罪被害者と申請者の関係（遺族見舞金の申請をする場合に限り、該当する項目の□欄にチェックし、必要事項を記入してください。）

□　配偶者（事実上の婚姻関係及びパートナーシップの関係を含む。）
□　生計維持関係にある子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（続柄：　　）
□　生計維持関係にない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（続柄：　　）

4　犯罪被害者等見舞金の振込先

金融機関名 店舗名	銀行・金庫 農協・組合					支店・本店 支所・出張所				
預金口座 口座番号	普通・当座									※ 右詰めで記入
フリガナ										
口座名義人										

5　添付資料

⑴　遺族見舞金

ア　犯罪行為により死亡した者（以下「死亡被害者」という。）の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
イ　犯罪行為が行われた時に死亡被害者が市民であったことを証する住民票の写しその他の証明書
ウ　犯罪行為が行われた時から遺族見舞金を申請する時まで申請者が引き続き市民であることを証明する住民票の写しその他の証明書
エ　申請者（死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係にあった者又はパートナーシップ関係にあった者を除く。）と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
オ　申請者が死亡被害者の死亡当時に当該死亡被害者と事実上婚姻関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
カ　申請者が死亡被害者の死亡当時に当該死亡被害者とパートナーシップ関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
キ　申請者が配偶者以外の者であるときは、第１順位の遺族であることを証明することができる書類
ク　申請者が死亡被害者と生計維持関係にある子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であるときは、犯罪行為が行われた当時死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
ケ　アからクまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

⑵　傷害見舞金

ア　犯罪行為が行われた時から傷害見舞金を申請する時まで申請者が引き続き市民であることを証明する住民票の写しその他の証明書
イ　犯罪被害者が負った重症病について全治１月以上の療養を要する旨を証明することができる医師の診断書
ウ　ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第２号（第８条関係）

犯罪被害に関する申立書

年　　月　　日

１　犯罪行為が発生した当時の犯罪被害者の氏名等

住　　所：

氏　　名：

生年月日：　　年　　月　　日生（　　歳）

２　死亡又は重症病の原因となった犯罪行為の内容

日　　時：　　年　　月　　日　　時　　分

場　　所：

犯罪行為の内容（警察に届け出た内容等）

（　　）

３　事件捜査を担当した警察署等

様式第３号（第１０条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

三　原　市　長

三原市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書

年　　月　　日付けで申請の犯罪被害者等見舞金については、次のとおり決定したので、三原市犯罪被害者等支援条例施行規則第１０条第１項の規定により通知します。

決定の内容

１　支給決定

（1）　犯罪被害者等見舞金の種類

（2）　犯罪被害者等見舞金の額

円

２　不支給決定

（理由）

(教示)

１　この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三原市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分について、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三原市を被告として（訴訟において、三原市を代表する者は三原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起する事ができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起できなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第４号（第１１条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

三　原　市　長

三原市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で支給決定の通知をした犯罪被害者等見舞金について、次のとおり取り消したので、三原市犯罪被害者等支援条例施行規則第１１条第２項の規定により通知します。

１　取消しの対象となった犯罪被害者等見舞金の種類及び額

円

２　取消しの理由

３　備考

(教示)

１　この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三原市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分について、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三原市を被告として（訴訟において、三原市を代表する者は三原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起する事ができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起できなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。